

太平洋セメント土佐工場発電所

3号発電設備建設計画

環境影響評価準備書についての意見の概要等の報告について

平成14年2月

太平洋セメント株式会社

環境影響評価準備書の縦覧、住民説明会の開催、及び住民意見の受付が終了しましたので、その結果を報告いたします。

I. 環境影響評価準備書の縦覧状況

1. 縦覧期間

平成13年12月14日（金）から平成14年1月18日（金）

2. 縦覧場所

- ①太平洋セメント土佐工場業務部
- ②高知県文化環境部環境保全課（アセス図書縦覧コーナー）
- ③高知市環境部環境保全課（アセス図書縦覧場所）

全3カ所

3. 縦覧に係わる周知方法

- ①高知県公報（平成13年12月14日号）への掲載
- ②高知市公報（平成13年12月15日号）への掲載
- ③高知県・県政だより『さんsun高知』（2001.12月号）への掲載
- ④高知市広報『あかるいまち』（平成13年12月号）への掲載
- ⑤高知新聞（平成13年12月14日号）への掲載

※掲載内容は別紙1-1～1-5参照

4. 縦覧場所における縦覧方法、意見書記載についての案内等

各縦覧場所に以下の書類を備え縦覧方法、意見書記載方法について案内した。

- ①ご案内とお願い
- ②環境影響評価法に基づく発電所の環境アセスメント制度について
- ③発電所の環境アセスメント手続き
- ④意見書記載注意事項
- ⑤意見記入用紙

※別紙2-1～2-5参照

5. 各縦覧場所における縦覧者数

①太平洋セメント土佐工場業務部……………	8名
②高知県文化環境部環境保全課……………	3名
③高知市環境部環境保全課……………	7名
合計	18名

Ⅱ. 環境影響評価準備書説明会の開催状況

1. 開催日時：平成13年12月21日（金）19時～19時58分

2. 開催場所：高知市立自由民権記念館

3. 開催に係わる周知方法

環境影響評価準備書の縦覧に係わる周知と同時に行った。

4. 説明会における配布資料等

説明会場入口において以下の書類等を封筒に入れ配布した。

①環境影響評価準備書〔要約書〕

②説明会次第

③ご質問・ご意見記入用紙

④土佐工場パンフレット

⑤メモ用ボールペン

5. 説明会出席者

出席者31名

Ⅲ. 住民意見の受付状況

1. 住民意見の受付期間：平成13年12月14日（金）から平成14年2月1日（金）

2. 住民意見の受付場所：太平洋セメント土佐工場業務部、高知県文化環境部環境保全課（アセス図書縦覧コーナー）、高知市環境部環境保全課（アセス図書縦覧場所）

3. 住民意見の受付方法：意見の受付場所における手渡し及び太平洋セメント土佐工場への郵送による。

4. 住民意見の受付状況：意見の受付期間において意見書は1通提出された。

Ⅳ. 住民意見と当事者の見解

住民より提出された意見の概要と事業者の見解は第1表に示す通りである。

第1表 住民の意見の概要と事業者の見解

1. 環境保全の見地からの意見

住民の意見の概要	事業者の見解
石炭利用によるオゾン層の破壊等温暖化、海面上昇が懸念される。より一層動物、植物、地球に優しい設備としてほしい。	発電用燃料の燃焼に伴って発生する二酸化炭素については、燃焼効率の高い循環流動層ボイラ及び発電効率の高い再熱タービンを採用すること等により、発電出力当たりの排出量、総排出量ともに可能な限り低減を図っています。 また、セメント業界は、自主行動計画として、「2010年度におけるセメント製造用エネルギー原単位を1990年度比で3%削減する」を掲げており、当社もこの自主行動計画に従い、全社的取り組みとして上記項目を目標として、受入廃棄物の燃料利用を中心に、二酸化炭素の発生量の削減に取り組んでいます。 動物、植物、生態系については、環境影響評価項目として選定し、現地調査・予測を行いました。その結果、発電設備計画地として、セメント原料用の岩石採取場跡地を利用し、新たな土地の造成は行わないことから、重要な種及び重要な群落の生息場所や生育場所、調査区域及びその周辺の生態系への影響は少ないものと考えられます。なお、本事業の実施にあたっては、準備書に記載した環境保全対策を確実に実施し、環境保全に万全を期す所存です。

2. その他意見

住民の意見の概要	事業者の見解
電力供給が自由化されても、誰でも簡単に発電が出来る訳ではない。太平洋セメントは発電のノウハウを保持しており、場所、立地条件等が揃っていることから安価な電気が利用できればありがたい。	当社土佐工場は、セメント製造業を営む中で長年にわたり自家用発電設備を運転してきており、発電に関する操業技術を蓄積しています。本事業では、その経験を生かして電力卸供給事業者として、より安価で安定した電力の供給の一翼を担っていく考えです。

①高知県公報（平成13年12月14日号）への掲載状況

平成13年12月14日（金曜口） 高 知 県 公 報 第8412号

----- 収用委員会公告 ----- 土山収用法（昭和24年法律第13号）第66条第3項の規定により送達すべき次の通知は、高知県収用委員会事務局において保管しているもので、次の者は、出願のうえその交付を受けてください。なお、当該通知を受領しないときは、平成13年12月26日をもちいて同項の規定による送達があったものとみなされます。 平成13年12月14日 高知県収用委員会会長 天原 邦雄 1 出願の要請 平成13年11月7日付け買正決定通 2 権利の交付を受ける等の庄元及び氏名 中村市政地（64番地）山崎 進治 ----- そ の 他 ----- 高知県警察道法（平成9年法律第61号）第14条第1項の規定による用地取得手続等を行なったので、同条第16条の規定により次のとおり公告するとともに、当該用地取得手続等及び要約書を閲覧に供します。 平成13年12月14日 1 太平洋セメント株式会社代取調給付社員 木村 道夫 （1）名称 太平洋セメント株式会社 （2）代表者の氏名 代表取締役社長 木村 道夫 （3）主たる事務所の所在地 東京都千代田区西神田三丁目8番1号 2 対象事業の名称、箇所及び関係 （1）名称 太平洋セメントニ任工堀築地所3号築地所 （2）箇所 大分県所（代カ） （3）建設 出力67,000キロワット（発電所） 3 対象事業が実施されるべき区域 太平洋セメント株式会社土佐工場内 高知市平楽町西番地 4 用地取得手続は同15条の規定に基く用地取得を受ける区域であると思われる地域の範囲 高知市 5 用地取得手続は同15条の規定に基く用地取得、関係及び時間 （1）場所 太平洋セメント株式会社土佐工場建設部、高知県文化環境	高知県保全地区及び高知市環境部環境保全課 （2）期間 平成13年12月14日から平成14年1月18日まで（土曜日、日曜日、休日及び12月31日から1月3日までを除く。） （3）時間 午前9時から午後5時まで 6 意見書の提出 この用地取得手続等について環境の保全の観点からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書を提出することかてめ 7 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先 （1）提出期限 平成14年2月1日まで （2）提出先 郵便番号780-0021 高知市平楽町西番地 太平洋セメント株式会社土佐工場建設部 （3）問い合わせ先 太平洋セメント株式会社土佐工場建設部 電話番号098-834-1231 8 説明会の開催 用地取得手続は同15条の規定により用地取得手続等の記載事項を周知するための説明会を次のとおり開催します。 （1）日時 平成13年12月21日（金）午後7時から午後9時まで （2）場所 高知市立自由民権記念館 高知市緑地通四丁目14番3号	
--	--	--

そ の 他

(揭示済)

公 告

環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第14条第1項及び第15条の規定による環境影響評価準備書及びこれを要約した書類を作成したので、同法第16条の規定に基づき下記のとおり公告するとともに、当該環境影響評価準備書を縦覧に供します。

平成13年12月14日

東京都千代田区西神田三丁目8番1号

太平洋セメント株式会社

代表取締役社長 木 村 道 夫

記

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称、代表者の氏名 太平洋セメント株式会社 代表取締役社長 木村道夫
- (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区西神田三丁目8番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備
- (2) 種類 火力発電所（汽力）
- (3) 規模 167,000キロワット（発電端出力）

3 対象事業が実施されるべき区域

高知市孕東町25番地 太平洋セメント株式会社土佐工場内

4 環境影響評価法第6条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

高知市

5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

高知市孕東町25番地 太平洋セメント株式会社土佐工場業務部
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県文化環境部環境保全課
高知市本町五丁目1番45号 高知市環境部環境保全課

(2) 期間 平成13年12月14日から平成14年1月18日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月31日、1月2日及び1月3日を除く。）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 説明会の開催

環境影響評価法第17条の規定により環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を次のとおり開催します。

- (1) 日時 平成13年12月21日（金）午後7時から午後9時まで
- (2) 場所 高知市立自由民権記念館

7 意見書の提出

環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し意見書を提出することができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成14年2月1日
- (2) 提出先 〒780-8021 高知市孕東町25番地

太平洋セメント株式会社土佐工場業務部

電話088-833-1231

③高知県・県政だより『さんsun高知』（平成13年12月号）への掲載状況

案内

環境影響評価準備書の縦覧

太平洋セメント土佐工場
発電設備の環境影響評価法
に基づく準備書の縦覧を行
います。

【縦覧】▼場所／太平洋セ
メント土佐工場、県環境保
全課、高知市環境保全課▼
期間／12月14日～1月18日

【説明会】▼日時／12月21
日▼場所／自由民権記念館

▼準備書についての意見を
2月1日まで受け付けてい
ます。▼提出先／〒780 8 0

2 1 高知市孕東町25 太平洋
セメント(株)土佐工場

問 県環境保全課

TEL 088・823・9686

④高知市広報『あかるいまち』（平成13年12月号）への掲載状況

大平洋セメント土佐工場
発電所の環境影響評価準
備書の縦覧および説明会

【縦覧期間】 12月14日(金)～
1月18日(金) (土日・祝日、
および、12月31日(月)～1月
3日(木)を除く)

【場所】

●大平洋セメント(株)土佐工
場

●県文化環境部環境保全課
●市環境部環境保全課

【対象事象】 大平洋セメン
ト土佐工場発電所

【規模】 16万7千キロワッ
ト

【事業者】 大平洋セメント
株式会社

【実施区域】 孕東町25

【説明会】 12月21日(金)19時
～21時、自由民権記念館で。

準備書について意見のあ
る方は事業所あてに書面で
意見書を提出することがで
きます。平成14年2月1日
(金)までに大平洋セメント株
式会社土佐工場(孕東町25
番8333・12331)へ。
詳しくは環境保全課(☎
823・9471)へ。

⑤高知新聞（平成13年12月14日号）への掲載状況

お知らせ

〔発電設備増設に関する環境影響評価準備書の縦覧と説明会開催について〕

弊社事業につきましては、皆様から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび弊社では土佐工場内での3号発電設備（火力・出力167千kw）の設置計画に関する環境影響評価準備書を作成し、ご覧いただけるように致しましたので次のとおりお知らせします。また、説明会の開催についてもあわせてご案内します。

記

●環境影響評価準備書の縦覧

(1)場 所 高知県文化環境部環境保全課、高知市環境部環境保全課、太平洋セメント㈱土佐工場

(2)期 間 平成13年12月14日（金）～平成14年1月18日（金）
（土・日曜日・祝日ならびに12月31日～1月3日を除きます）

(3)時 間 午前9時から午後3時

●説明会の開催

(1)日 時 平成13年12月21日（金）午後7時より

(2)場 所 高知市立自由民権記念館

★意見書の提出

この環境影響評価準備書について環境の保全の見地からご意見のある方は次のとおり意見書を提出することができます。

(1)提 出 先 〒780-8021 高知市平栗町25 太平洋セメント㈱土佐工場業務部

(2)提出期限 平成14年2月1日までにお願いします。

太平洋セメント株式会社

*問い合わせ先/ 弊社土佐工場業務部 TEL088(833)1231

環境影響評価準備書の縦覧を希望される方へ（ご案内）

◎こちらで『太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備建設計画 環境影響評価準備書』を縦覧しています。

○期間・・・12月14日（金）～1月18日（金） ただし、土・日曜と祝日及び12月31日～1月3日を除きます。

○時間・・・午前9時～午後5時

◎縦覧を希望される方は、事務所玄関内の受付カウンターの電話から内線番号（301, 302, 303）をお呼び出し下さい。
担当の者が縦覧場所へご案内致します。

平成13年12月14日

太平洋セメント株式会社土佐工場

業務部

環境影響評価法に基づく 発電所の環境アセスメント制度について

環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業を行う事業者が、事業の実施による環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、市民の皆様や行政機関等の意見も取り入れて、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮をしようとするものです。

発電所の環境アセスメントについては、従来は、閣議決定に基づく通産アセス、及び県要綱等に基づく自治体アセスが行われておりましたが、国において見直しが行われ、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、合わせて逐次電気事業法等関係法令が整備されて、法律による統一的な環境影響評価制度が確立されました。

環境影響評価法に基づく発電所の環境アセスメント手続きの概要は次のとおりです。

1. 環境アセスメントの要否の判定（スクリーニング）

一定規模以上の事業（第1種事業）は環境アセスメント手続きを必ず実施します。
火力発電所の場合は15万KW以上が第1種事業の対象となります。

第1種事業に準ずる規模の事業（第2種事業）については、知事意見を勘案して環境アセスメントの要否を経済産業省が判定します。

2. 「環境影響評価方法書」の手続き（スコーピング）

計画段階で、事業者は環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法について記載した方法書を経済産業省並びに県及び関係市町村に提出するとともに、公告・縦覧を行い、市民の皆様からの意見を求めます。

経済産業省は知事意見、市民の皆様からの意見を踏まえ、方法書を審査し、事業者に必要な事項を勧告します。

3. 「環境影響評価準備書」の手続き

事業者は、方法書に対する経済産業省の勧告、知事意見、市民の皆様からの意見を勘案し、事業計画、環境保全対策、環境現況、予測・評価等を記載した準備書を経済産業省並びに県及び関係市町村に提出するとともに、公告・縦覧、説明会を行い市民の皆様からの意見を求めます。

経済産業省は、知事意見、市民の皆様からの意見を踏まえ、かつ環境省の意見を聴いて準備書を審査し、事業者に必要な事項を勧告します。

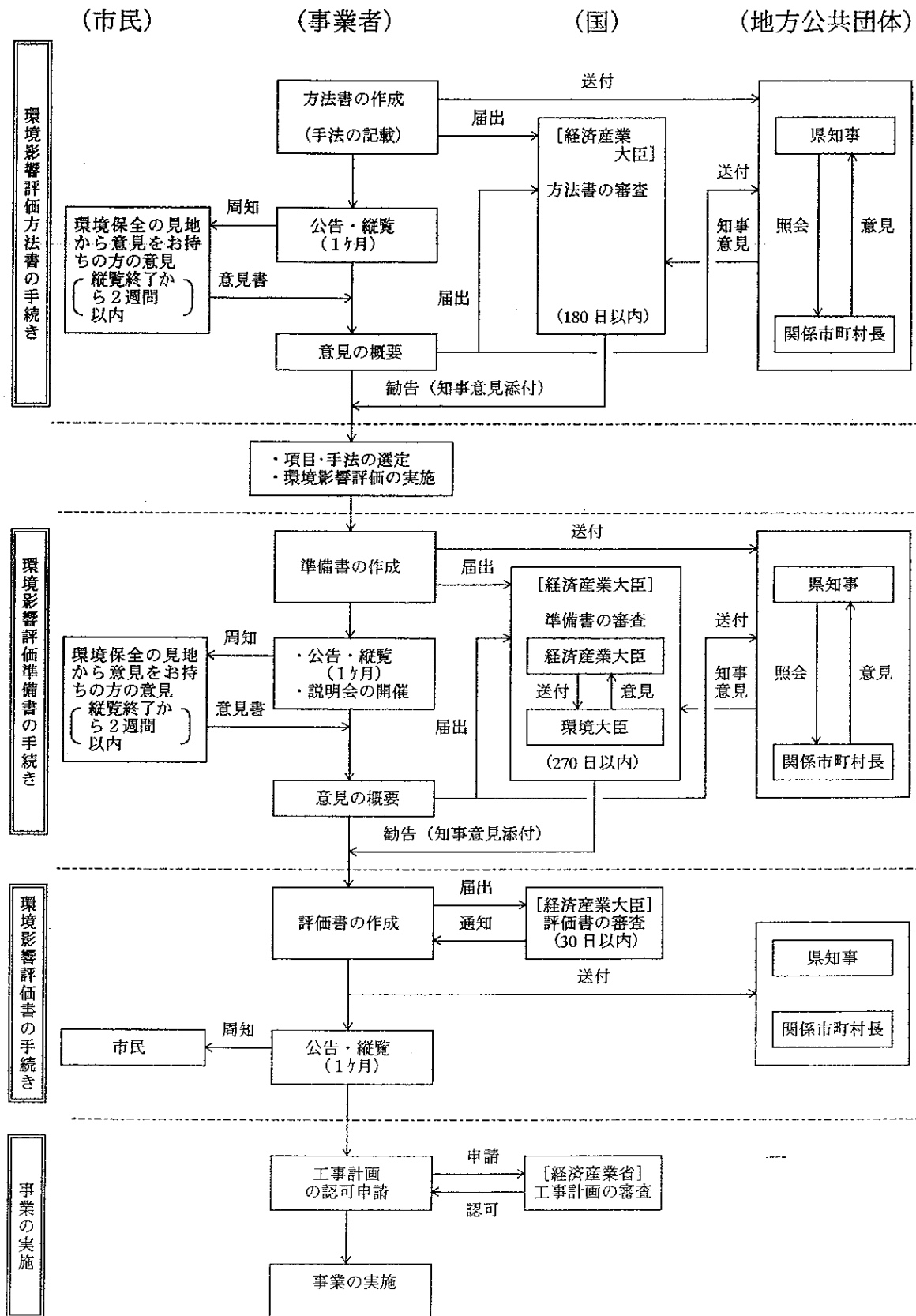
4. 「環境影響評価書」の手続き

事業者は準備書で頂いた勧告、意見を勘案し、さらに検討を加え評価書を作成し、経済産業省に提出して審査を受け必要により修正を行い、県及び関係市町村に提出するとともに公告・縦覧を行います。

5. 事業の実施

評価書が公表された後、工事計画の経済産業省の許認可手続きを行い、対象事業に着手しますが、評価書に従ったものであることが認可要件として規定されています。事業者は評価書を踏まえ、建設工事の実施及び維持、運用において環境保全に配慮していくこととされております。

発電所の環境アセスメント手続き



H13. 12. 14

意見書記載注意事項

意見書記載に当っては、環境影響評価法施行規則第 12 条に従い記載願います。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である準備書の名称
- (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

尚 (3) の意見は、日本語により意見の理由を含めて記載願います。

提出された意見について

事業者が意見の概要及びその意見に対する事業者の見解をとりまとめ、環境影響評価法第 19 条の規定により準備書を送付した都道府県知事及び市町村長に送付するとともに、電気事業法第 46 条の 12 の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。

以上

☆ 太平洋セメント土佐工場発電所建設計画に係わる環境アセスメント準備書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

【お願い】 ご意見書は以下の要領で文書にてお寄せ下さるようお願い致します。

- (1) 縦覧期間中…縦覧場所の担当者に手渡して下さるか、または以下の宛先にご郵送下さい。
(2) 縦覧期間後…平成14年2月1日までに以下の宛先にご郵送下さい。
(3) ご意見はこの用紙をお使い下さい(様式は特定しませんので他の用紙に記入して頂いても結構です)。
(4) 宛先：〒780-8021 高知県高知市孕東町25
「太平洋セメント株式会社土佐工場 業務部」 宛

【ご芳名】 お手数ですが、以下にご記入をお願いします。

(ふりがな) ご芳名	ご住所	ご連絡先 差し支えなければ電話番号を ご記入下さい
	〒	

〔ご意見記入欄〕 環境アセスメント準備書に対するご意見をご記入下さい。

[illegible]